

令和 7 年 4 月 1 日

生涯研修制度参加者各位

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
会 長 三 浦 展 義

「生涯研修の手引き」再改訂版のご案内について

本会の生涯研修制度は平成 16 年 4 月 1 日に発足し、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント（以下、「労働安全・衛生コンサルタント」という。）の品位の保持、資質の向上および業務の進歩改善に資するために展開されてきました。さらに、運用上の問題点等への対応として、平成 18 年 4 月に「生涯研修の手引き」の一部改正を行いました。

制度発足後、約 20 年が経過し、産業構造の変化、ICT これに続く DX、さらには AI の導入の進展および新型コロナウイルス感染症のパンデミック等による社会状況の大きな変化の下で、安全衛生行政の施策は、事業者の自律性による対策の推進に重心を置き初め、重点業種も第二次産業から第三次産業へと移行する過渡期にあり、コンサルタントの業務内容もこのような変化に影響を受けつつあります。

このような状況を背景に、これまでの御指摘の事項への対応、参加することに意義がある研修制度としての在り方について、総務委員会の下に生涯研修委員会を令和 4 年に設置し検討を行い、今般、その結論を得たところです。なお、生涯研修制度への参加によるメリットの拡大については、今後も引き続き検討することとしております。

今回の変更事項の概要は以下のとおりです。

1. 5 年更新ルールを明確に定めたこと
2. 失効後の再開手続きを定めたこと
3. CPD の算定基準を改訂し、実務時間数および本部・支部主催の研修会等の受講時間数の CPD の評価を高めたこと
4. 開始時の登録要件を、登録時研修修了者と登録時研修未修了者本会の翌年度の登録時研修の受講予定者としたこと

このように、今回は、生涯研修制度への参加の促進を図り、制度を簡便に継続して活用いただくことに視点をおいて、とりまとめました。

今後とも本会の生涯研修制度が円滑に推進され、初期の目的とする労働安全・衛生コンサルタントの品位の保持、資質の向上および業務の進歩改善に資することを願ってやみません。

補足：生涯研修の手引き改訂版（概要及び全文）は、当会ホームページの会員専用ページ欄の生涯研修コーナーに掲出しておりますので、ご参照賜われますよう、お願い致します。